

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算  
処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	カブシキガイシャオウヨウカン					
法人名	株式会社鷹揚館					
法人所在地	〒	014-0017				
	秋田県大仙市佐野町3-41					
フリガナ						
書類作成担当者						
連絡先	電話番号	0187-62-1203	FAX番号	0187-62-1205	E-mail	ouyoukan@ia7.itkeeper.ne

【本計画書で提出する加算】 ※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

介護職員処遇改善加算(処遇改善加算)  介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)  介護職員等ベースアップ等支援加算(ベースアップ等加算)

※すでに処遇改善加算・特定加算を算定している事業所が、令和4年10月以降にベースアップ等加算を算定するために計画書を提出する場合、ベースアップ等加算の算定に必要なセルのみ記入すること。

※「×」をつけた加算に係る記入欄(グレーになるセル)は、記入不要。

2 賃金改善計画について<共通>

(1) 加算額を上回る賃金改善について

- 本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- (1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
  - I 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
  - II 介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
  - III 介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

	処遇改善加算		特定加算		ベースアップ等加算	◎
① 令和 4 年度の加算の見込額	円		円		1,602,396	円
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回ること)	円		円		1,704,000	円
i) それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1)	円	(2)	円	(3)	167,404,705 円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】	円	【基準額2】	円	【基準額3】	165,700,705 円
(ア)前年度の賃金の総額	(4)	円	(5)	円	(6)	188,871,885 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(7)	円	(8)	円	(9)	20,284,750 円
(ウ)前年度の特定加算の総額	(10)	円	(11)	円	(12)	2,886,430 円
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(13)	円	(14)	円	(15)	0 円
(オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円	0	円		0 円

【賃金の総額に係る記入上の注意】

- (1)には、処遇改善加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の介護職員の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、特定加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額に記載すること。)
- (2)には、特定加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額に記載すること。)
- (3)には、ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行った場合の賃金総額(見込額)に記載すること。(すなわち、処遇改善加算、特定加算及び処遇改善支援補助金を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額に記載すること。)
- (4)には、介護職員のみ賃金の総額に記載すること。
- (5)には、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額に記載すること。
- (6)には、ベースアップ等加算の配分対象が介護職員のみである場合、介護職員のみ賃金の総額に記載することとし、原則として(4)と同一の数値を記載すること。また、ベースアップ等加算の配分対象にその他の職種を含む場合、事業所に従事するすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の合計額を記載することとし、原則として(5)と同一の数値を記載すること。
- (1)~(6)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

【加算の総額に係る記入上の注意】

- (7)~(15)は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。
- (10)(13)には、前年度の特定加算・ベースアップ等加算の総額のうち、介護職員に支払われた加算額のみを記載し、(11)(12)(14)(15)には事業所に従事するすべての職員(介護職員とその他の職種)に支払われた加算額(加算額の総額)を記載すること。

【独自の賃金改善額に係る記入上の注意】

- ②ii)(オ)の独自の賃金改善額は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算に係るものを除く。)をいうものであり、「(5)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

①介護職員等処遇改善加算	
①介護職員等処遇改善の見込額/②賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり
③処遇改善加算の取得状況/④ベースアップ等加算の算定対象月	別紙様式2-4のとおり
⑤賃金改善実施期間	令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月 ( 6 か月 )

③介護職員等処遇改善加算	
①介護職員等処遇改善の見込額/②賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり
③処遇改善加算の取得状況	別紙様式2-4のとおり
④算定する対象加算の区分/⑤介護職員等処遇改善等(サービス提供体制強化加算等の算出情報)/⑥処遇改善の算定対象月	別紙様式2-5のとおり

⑦平均賃金改善額	給費・給料のある 介護職員(A)	給料のみ受給職員(B)	その他の職員(C)
1) 前年度の賃金総額(処遇改善加算等を除く)に算入される賃金改善額及び独自の賃金改善額を算出(円)			
2) 前年度の介護職員総員数			
3) 前年度の一月あたり労働時間総員数			
4) 前年度のグループ毎の平均賃金総員数(標準額)(円)			
5) グループ毎の平均賃金改善額(円)			
6) 平均賃金改善額(円)			

①のみ適用  
 A及びBのみ適用  
 A及びB以外を改善  
 ①以外の方法で改善

月額平均賃金改善額が賃金改善額の算出に算入される賃金改善額が月額40,000円以上となる者  (人) (算入)

月額平均賃金改善額が賃金改善額の算出に算入される賃金改善額が月額40,000円以上となる者(施設等でない)を含む。

月額平均賃金改善額が賃金改善額の算出に算入される賃金改善額が月額40,000円以上となる者(施設等でない)を含む。

その他

【記入上の注意】

①②の「前年度の賃金総額(処遇改善加算等を除く)に算入される賃金改善額及び独自の賃金改善額を算出(円)」は、一般社団法人労働組合に加入している職員について、賃金1月あたりに算入される賃金改善額を算出すること。ただし、「その他の職員(C)」には、賃金改善額の算出に月額40,000円以内(標準額)の賃金改善額を算入すること。

③④の「前年度の一月あたり労働時間総員数」は、一般社団法人労働組合に加入している職員として、本計画書を締結する前月の労働時間方法により算出(労働時間)を算出すること。また、賃金改善額の算出に算入される賃金改善額が月額40,000円を上回る、前年度に算入されない職員については、「その他の職員(C)」の算出対象職員数に算入すること。また、「その他の職員(C)」については、算入されないこととする。

(4)介護職員等ベースアップ等支援加算

・(4)では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられることを確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

①ベースアップ等加算の見込額/②賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり																														
③処遇改善加算の取得状況/④ベースアップ等加算の算定対象月	別紙様式2-4のとおり																														
⑤ベースアップ等による賃金改善の見込額等																															
<table border="1"> <tr> <td>i) 介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)</td> <td>1,622,800</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(n-2)</td> <td>1,320,000</td> <td>円</td> <td>( 81.34 ) %</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>    (一月あたり)</td> <td>220,000</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ii) その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)</td> <td>232,800</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>  (うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(o-2)</td> <td>384,000</td> <td>円</td> <td>( 164.95 ) %</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>    (一月あたり)</td> <td>64,000</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	i) 介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)	1,622,800	円			(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(n-2)	1,320,000	円	( 81.34 ) %	○	(一月あたり)	220,000	円			ii) その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)	232,800	円			(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(o-2)	384,000	円	( 164.95 ) %	○	(一月あたり)	64,000	円			要件
i) 介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)	1,622,800	円																													
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(n-2)	1,320,000	円	( 81.34 ) %	○																											
(一月あたり)	220,000	円																													
ii) その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)	232,800	円																													
(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額)(o-2)	384,000	円	( 164.95 ) %	○																											
(一月あたり)	64,000	円																													
⑥ 賃金改善実施期間	令和 4 年 10 月 ~ 令和 5 年 3 月 ( 6 か月 )																														

【記入上の注意】

・④ i (n-1)と④ ii (o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」(①②の最右欄)と一致すること。

(5)賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 賃金改善概要	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他(計画内容の概要を記す) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 年 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 ) ※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input type="checkbox"/> 変更なし

ロ 実施概要	
実施・取組の進捗状況	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基礎給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 年 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 ) ※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input type="checkbox"/> 変更なし

ハ ベースアップ等加算

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 <input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額) その他 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input checked="" type="checkbox"/> その他(全体リモートミーティングにて周知し、掲示) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。 ①支給対象:この補助金は介護職員の処遇改善を目的としたものですので、支給の対象は、現行の特定処遇改善手当を受給している職員全員とします。 ②支給の金額:支給対象の職員1人あたり3,000円程度の試算で、金額の3分の2以上をベースアップ等に充てること定められているため、3,000円の3分の2にあたる2,000円を毎月支払われる手当として支給し、残りの金額を賞与等として支給します。なお支給対象者は全員同額での支給とさせていただきます。 ③支給の時期:令和4年10月より賃金改善を実施、3月末で賞与等も含めた支給を完了いたします。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 4 年 10 月 ( <input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定 ) ※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし

ニ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善

(1)②ii)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャンパス要件①について「処遇改善加算」  
 見の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャンパス要件① 表のイ)の両方の基準を満たす。  加算(1)の算定は認めない  加算  減算

イ) 介護職員の仕事内容が明確に、職務又は勤務内容等の賃付決定している。

ロ) イ)の職種の職位、職務又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ) イ)において、職務体系等の明確な定規等を書籍で整備し、全ての介護職員に周知している。

※上記に加えて、前年度に計上した計画書の記載内容が変更がない場合は「変更なし」ともチェック(✓)すること。  変更なし

キャンパス要件② 表のイ)の両方の基準を満たす。  加算(1)の算定は認めない  加算  減算

イ) 介護職員の仕事内容を職名、介護職員と見直しながら、賃金上の目録及び(イ)に對する具体的な付帯事項を定めて、前年度の賃金又は賃金の増減を定めている。

ロ) 賃金上の目録の計画に基づき、職務体系の構築又は賃金体系の構築することと、介護職員の個別評価を行う。賃金改善の内容について下記に記載すること。

イ)の賃金改善のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)し、上で、具体的な内容を記載)	<input type="checkbox"/> (イ)	賃金上の目録の計画に基づき、職務体系の構築又は賃金体系の構築することと、介護職員の個別評価を行う。賃金改善の内容について下記に記載すること。
	<input type="checkbox"/> (ロ)	賃金改善のための具体的な取組内容、賃金改善の内容について下記に記載すること。

ロ) イ)において、全ての介護職員に周知している。

※上記に加えて、前年度に計上した計画書の記載内容が変更がない場合は「変更なし」ともチェック(✓)すること。  変更なし

キャンパス要件③ 表のイ)の両方の基準を満たす。  加算(1)の算定は認めない  加算  減算

イ) 介護職員について、職務体系の構築等に基いて算定する仕組み又は一定の基準に基づき算定する仕組みを定めている。

ロ) 賃金上の仕組みの内容(計画)するものについて下記にチェック(✓)すること。

賃金上の仕組みの内容(計画)するものについて下記にチェック(✓)すること。	<input type="checkbox"/> (イ)	職務体系に基いて算定する仕組み ※「職務体系」が「職務体系」を指して算定する仕組みを指す。
賃金上の仕組みの内容(計画)するものについて下記にチェック(✓)すること。	<input type="checkbox"/> (ロ)	一定の基準に基いて算定する仕組み ※「一定の基準」が「職務体系」を指して算定する仕組みを指す。ただし、職務体系の構築等に基いて算定する仕組みを指していることを要する。

ロ) イ)において、全ての介護職員に周知している。

※上記に加えて、前年度に計上した計画書の記載内容が変更がない場合は「変更なし」ともチェック(✓)すること。  変更なし

前年度に計上した計画書の記載内容が変更がない場合は「変更なし」ともチェック(✓)すること。  変更なし

5 見える化要件について<特定加算>

【取組の留意事項】  
 本表の見える化要件は、実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。ただし、記載する内容については、適切に添削された上で提出すること。また、虚偽記載は、厳しく取り扱われること。  
 【留意事項】  
 本表に記載する事項は、実施する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。運動の取組を行い、「人間関係の向上取組」、「資質向上取組」に該当する場合は、「独立支援(介護福祉士の教育)」、「職能を高めるための研修等」、「高齢化に向けた人材の確保取組」、「人材の確保取組」に該当する場合は、それぞれ該当する項目にチェック(✓)すること。また、虚偽記載は、厳しく取り扱われること。

区分	内容
人間関係の向上取組	<input type="checkbox"/> 社員や職員間の関係強化や、高齢者に対する支援活動、その実施のための取組、計画などの取組 <input type="checkbox"/> 従業員が抱える悩みや課題、人事・コミュニケーション、業務のための制度構築 <input type="checkbox"/> 経営者から現場まで、経営者、中間管理職、現場者、各層で関係強化が図られていること、あるいは、現場の仕組みの改善 <input type="checkbox"/> 事業活動の導入、手帳帳簿等への参加や支援活動、その実施のための取組、計画などの取組
資質向上のための取組	<input type="checkbox"/> 職員が抱える悩みや課題、人事・コミュニケーション、業務のための制度構築、その実施のための取組、計画などの取組 <input type="checkbox"/> 経営者から現場まで、経営者、中間管理職、現場者、各層で関係強化が図られていること、あるいは、現場の仕組みの改善 <input type="checkbox"/> 事業活動の導入、手帳帳簿等への参加や支援活動、その実施のための取組、計画などの取組
働き方改革の推進	<input type="checkbox"/> 働き方改革の推進、その実施のための取組、計画などの取組 <input type="checkbox"/> 経営者から現場まで、経営者、中間管理職、現場者、各層で関係強化が図られていること、あるいは、現場の仕組みの改善 <input type="checkbox"/> 事業活動の導入、手帳帳簿等への参加や支援活動、その実施のための取組、計画などの取組
高齢者に対する支援	<input type="checkbox"/> 高齢者に対する支援、その実施のための取組、計画などの取組 <input type="checkbox"/> 経営者から現場まで、経営者、中間管理職、現場者、各層で関係強化が図られていること、あるいは、現場の仕組みの改善 <input type="checkbox"/> 事業活動の導入、手帳帳簿等への参加や支援活動、その実施のための取組、計画などの取組
地域連携の推進	<input type="checkbox"/> 地域連携の推進、その実施のための取組、計画などの取組 <input type="checkbox"/> 経営者から現場まで、経営者、中間管理職、現場者、各層で関係強化が図られていること、あるいは、現場の仕組みの改善 <input type="checkbox"/> 事業活動の導入、手帳帳簿等への参加や支援活動、その実施のための取組、計画などの取組
業務効率化の推進	<input type="checkbox"/> 業務効率化の推進、その実施のための取組、計画などの取組 <input type="checkbox"/> 経営者から現場まで、経営者、中間管理職、現場者、各層で関係強化が図られていること、あるいは、現場の仕組みの改善 <input type="checkbox"/> 事業活動の導入、手帳帳簿等への参加や支援活動、その実施のための取組、計画などの取組
安全管理の推進	<input type="checkbox"/> 安全管理の推進、その実施のための取組、計画などの取組 <input type="checkbox"/> 経営者から現場まで、経営者、中間管理職、現場者、各層で関係強化が図られていること、あるいは、現場の仕組みの改善 <input type="checkbox"/> 事業活動の導入、手帳帳簿等への参加や支援活動、その実施のための取組、計画などの取組
その他	<input type="checkbox"/> その他、見える化要件に該当する事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。

5 見える化要件について<特定加算>

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定 <input type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定 <input type="checkbox"/> その他( ) / <input type="checkbox"/> 予定

※上記に加えて、前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にもチェック(✓)すること。  変更なし

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input type="checkbox"/> キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。  
 ※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 8 月 26 日 法人名 株式会社 鷹揚館  
 代表者 職名 代表取締役 氏名 中川広志

別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算(施設・事業所別個表)

【記入上の注意】・(n-1)及び(o-1)には、介護職員・その他の職員の賃金改善額について、事業所毎に、「ベースアップ等加算の算定のみにより賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)」(別紙様式2-1の2(1)の②(3)参照)と、「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を得ず実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」(別紙様式2-1の2(1)の【基額】参照)とを比較し、その差額を記入すること。  
・(n-2)及び(o-2)には、別紙様式2-1(5)に記載した具体的な賃金改善の取組に基づき、ベースアップ等による賃金改善の見込額を記載すること。

法人名	株式会社 鹿嶋館
ベースアップ等加算(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2 (1)①に転記)	1,602,398

介護保険事業所番号	指定者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	新規・継続の別	加算率(%)	算定対象月(m)	①介護職員等ベースアップ等支援加算の見込額(a×b×1×m)[円]	(列ごとの合計を「賃金改善計画について」(4)に転記)			
		都道府県	市区町村										(n-1)介護職員の賃金改善見込額[円]	(n-2)左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	(o-1)その他の職員の賃金改善見込額[円]	(o-2)左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]
10570807420	秋田県	秋田県	大仙市	デイサービスセンター 鹿嶋館	通所介護	加算 I	1,531,556	1.00	継続	1.1%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 ( 6 ヶ月)	101,082	243,700	168,000	16,800	168,000
20570807420	秋田県	秋田県	大仙市	デイサービスセンター 鹿嶋館	通所型サービス(総合事業)	加算 I	61,984	1.00	継続	1.1%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 ( 6 ヶ月)	4,086	0	0	0	0
30590800017	大館市町村圏 組合	秋田県	大仙市	おようかん介護センター	小規模多機能型居宅介護	加算 I	3,573,839	1.00	継続	1.7%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 ( 6 ヶ月)	364,530	459,700	384,000	72,000	72,000
40590800017	大館市町村圏 組合	秋田県	大仙市	おようかん介護センター	介護予防小規模多機能型居宅介護	加算 I	0	1.00	継続	1.7%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 ( 6 ヶ月)	0	0	0	0	0
50590800249	大館市町村圏 組合	秋田県	大仙市	おようかん「川口の家」	小規模多機能型居宅介護	加算 I	4,061,312	1.00	継続	1.7%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 ( 6 ヶ月)	414,252	387,700	312,000	72,000	72,000
60590800249	大館市町村圏 組合	秋田県	大仙市	おようかん「川口の家」	介護予防小規模多機能型居宅介護	加算 I	0	1.00	継続	1.7%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 ( 6 ヶ月)	0	0	0	0	0
70590800280	大館市町村圏 組合	秋田県	大仙市	おようかん介護センター 富士見	看護小規模多機能型居宅介護	加算 I	7,043,618	1.00	継続	1.7%	令和 4 年 10 月～令和 5 年 3 月 ( 6 ヶ月)	718,446	531,700	466,000	72,000	72,000
8											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
9											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
10											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
11											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
12											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
13											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
14											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
15											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
16											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
17											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
18											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
19											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					
20											令和 年 月～令和 年 月 ( ヶ月)					